

## 議案第211号

### 大阪市個人情報保護条例の一部を改正する条例案

大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号）の一部を次のように改正する。

目次中「第42条の2」を「第43条」に、「第42条の3 - 第45条」を「第44条 - 第47条」に、「の是正の申出等（第46条 - ）を「に係る情報の提供（）」に改める。

第9条の2を削る。

第26条第1項中「第44条」を「第46条」に、「第45条」を「第47条」に改め、同条第3項中「第43条」を「第45条」に、「第44条」を「第46条」に改める。

第46条及び第47条を削り、第2章第4節の節名を次のように改める。

#### 第4節 保有個人情報の取扱いに係る情報の提供

第2章第3節中第45条を第47条とし、第44条を第46条とする。

第43条第2号中「第45条第2号」を「第47条第2号」に改め、同条を第45条とし、第42条の3を第44条とし、第2章第2節中第42条の2を第43条とする。

第54条第2項中「是正、再調査若しくは」は削り、同条第4項中「第43条第3号」を「第45条第3号」に改める。

第56条中「是正、再調査及び」を削る。

第59条第1項中「条例」を「条例及び大阪市特定個人情報保護条例（平成 年大阪市条例第 号）」に改める。

第60条第1項中「第43条」を「第45条」に改め、「又は第47条第3項（第54条第2項の規定によりその例によることとされる場合を含む。第5項において同じ。）」を削り、同条第4項中「第43条」を「第45条」に、「若しくは」を「又は」に改め、「又は第54条第2項の規定によりその例によることとされる第47条第3項の規定による再調査の申出に係る事件」を削り、同条第5項中「又は第47条第3項の規定による再調査の申出」及び「、再調査申出者」を削る。

第61条第2項中「、参加人又は再調査申出者」を「又は参加人」に改める。

第66条中「又は再調査申出者」を削る。

第68条第1項及び附則第10項中「第46条から第48条まで」を「第48条」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の大阪市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第46条第1項（第54条第2項の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下同じ。）の規定によってされた是正の申出及び旧条例第47条第1項（第54条第2項の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下同じ。）の規定によってされた再調査の申出については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日前に旧条例第46条第1項の規定による是正の申出をした者は、同条第4項（第54条第2項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定による通知（前項の規定によりなお従前の例によることとされたものを含む。）を受けた日の翌日から起算して60日以内に、旧条例第47条第1項の規定による再調査の申出をすることができる。

平成27年9月25日提出

大阪市長 橋 下 徹

#### 説 明

保有個人情報の取扱いの是正の申出及び再調査の申出に係る制度を廃止するとともに、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

## 大阪市個人情報保護条例 (抄)

### 目 次

#### 第1章 省 略

#### 第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護

##### 第1節 省 略

##### 第2節 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止 (第17条 - 第42条の2) 第43条

##### 第3節 不服申立て (第42条の3 - 第45条) 第44条                      第47条

##### 第4節 保有個人情報の取扱いの是正の申出等 (第46条 - 第48条) に係る情報の提供 (

#### 第3章 - 第6章 省 略

#### 附 則

#### (特定個人情報保護評価)

第9条の2 実施機関は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第27条第1項に規定する評価書(以下「評価書」という。)について、特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第7条第4項に定める必要な見直しを行ったときは、当該評価書に記載された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)の取扱いについて、審議会の意見を聴かなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第26条 開示請求に係る保有個人情報に本市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外のもの(以下この条、第44条及び第45条において「第三者」と第46条 第47条いう。)に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、市規則で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他市規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

#### 2 省 略

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。こ

の場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書(第43条及び第44条において「反第45条 第46条対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

第42条の2 - 第42条の3 省 略  
第43条 第44条

(審議会への諮問等)

第43条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について行政不服審査法による不服申立て  
第45条

があったときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに審議会に諮問し、その答申を尊重して当該不服申立てに対する裁決又は決定をしなければならない。

(1) 省 略

(2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第45条第2号において同じ。)を取り消し、又は変更  
第47条

し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

(3)-(4) 省 略

第44条 - 第45条 省 略  
第46条 第47条

第4節 保有個人情報の取扱いの是正の申出等  
に係る情報の提供

(是正の申出)

第46条 保有個人情報の本人は、実施機関が第6条から第14条までの規定のいずれかに違反して自己に関する保有個人情報を取り扱っていると思料するときは、実施機関に対し、当該保有個人情報の取扱いの是正の申出(以下「是正の申出」という。)をすることができる。

2 是正の申出は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出する方法により行わなければならない。

(1) 是正の申出をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 是正の申出に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他是正の申出に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 是正の申出の趣旨及び理由

(4) 前3号に掲げるもののほか、市規則で定める事項

3 第17条第2項及び第18条第2項の規定は、是正の申出について準用する。

4 実施機関は、是正の申出があったときは、速やかに必要な調査を行い、当該是正の申出に対する処理を行うとともに、是正の申出をした者に書面により当該処理の内容を通知しなければならない。

(再調査の申出)

第47条 是正の申出をした者は、前条第4項の規定による通知の内容に不服があるときは、実施機関に対し、再調査の申出をすることができる。

2 第17条第2項及び第18条第2項の規定は、前項の規定による再調査の申出について準用する。

3 実施機関は、第1項の規定による再調査の申出があったときは、速やかに再調査を行った上、当該申出に対する処理の内容について審議会に諮問しなければならない。

4 実施機関は、前項の規定により審議会に諮問をしたときは、第1項の規定により再調査の申出をした者（以下「再調査申出者」という。）に対し、その旨を通知するとともに、審議会の答申を尊重して当該申出に対する処理を行い、再調査申出者に書面により当該処理の内容を通知しなければならない。

(指定管理者に関する特例)

第54条 省 略

2 指定管理者保有個人情報の本人は、第2章第2節及び第4節の規定の例により、指定管理者が管理する公の施設に係る事務を所掌する実施機関（以下「特定実施機関」という。）に対し、当該指定管理者保有個人情報に係る開示、訂正若しくは利用停止の請求又は是正、再調査若しくは情報の提供の申出（以下「指定管理者保有個人情報の開示請求等」という。）をすることができる。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

省	略
---	---

3 省 略

4 第2項の規定による指定管理者保有個人情報の開示、訂正又は利用停止の請求に係る決定に対する不服申立てに係る事件については、第2章第3節の規定の例による。この場合において、第43条第3号及び第4号中「行う」とあるのは「指定管理者に行わせる」と読み替えるものと第45条  
する。

(指定管理者が取り扱う個人情報の保護に係る措置)

第56条 公の施設の管理の業務に関し指定管理者と締結する協定等においては、指定管理者保有個人情報に係る開示、訂正及び利用停止の実施並びに是正、再調査及び情報の提供の申出に対する処理の実施に関する指定管理者の義務その他指定管理者が取り扱う個人情報の保護に関し必要な事項を定めなければならない。

(審議会の設置及び組織)

第59条 この条例及び大阪市特定個人情報保護条例（平成 年大阪市条例第 号）の規定によりその権限に属するものとされた事項について、諮問に応じて審議を行わせ、及び報告に対して意見を述べさせるため、審議会を置く。

## 2 - 7 省 略

(審議会の調査権限)

第60条 審議会は、必要があると認めるときは、第43条（第54条第4項の規定によりその例に第45条

よることとされる場合を含む。）又は第47条第3項（第54条第2項の規定によりその例によることとされる場合を含む。第5項において同じ。）の規定により諮問をした実施機関又は特定実施機関（以下「諮問庁」という。）に対し、保有個人情報又は指定管理者保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審議会に対し、その提示された保有個人情報又は指定管理者保有個人情報の開示を求めることができない。

## 2 - 3 省 略

4 第54条第4項の規定によりその例によることとされる第43条の規定による訂正決定等若し第45条又は

は利用停止決定等に対する不服申立てに係る事件又は第54条第2項の規定によりその例によることとされる第47条第3項の規定による再調査の申出に係る事件に関する前3項の規定の適用については、第1項中「(という。)」とあるのは「(という。)を通じて指定管理者」と、第2項中「諮問庁」とあるのは「諮問庁及び指定管理者」と、前項中「諮問庁」とあるのは「諮問庁を通じて指定管理者」と、「審議会に」とあるのは「諮問庁を通じて審議会に」とする。

5 第1項及び第3項に定めるもののほか、審議会は、不服申立て又は第47条第3項の規定による再調査の申出に係る事件に関し、不服申立人、参加人、再調査申出者若しくは諮問庁（以下「不服申立人等」という。）又は指定管理者に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。この場合において、指定管理者に対する意見書又は資料の提出の求めは、諮問庁を通じて行うものとする。

(意見の陳述等)

第61条 省 略

2 前項本文の場合においては、不服申立人、参加人又は再調査申出者は、審議会の許可を得て、  
又は

補佐人とともに出頭することができる。

3 省 略

(答申書の送付等)

第66条 審議会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人又は  
再調査申出者に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(手数料等)

第68条 開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求若しくは第46条から第48条までの規定による  
申出又は指定管理者保有個人情報の開示請求等に係る手数料は、無料とする。

2 省 略

附 則

1 - 9 省 略

(地方独立行政法人の成立に係る経過措置)

10 本市が設立した地方独立行政法人の成立の際現にされている開示請求、訂正請求若しくは利  
用停止請求又は第46条から第48条までの規定による申出で、本市から当該地方独立行政法人が  
引き継いだ保有個人情報に係るものは、当該地方独立行政法人に対する開示請求、訂正請求若  
しくは利用停止請求又は第46条から第48条までの規定による申出とみなす。

11 省 略